

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

研究助成財団による 第3カテゴリ研究のための助成	吉川 弘之	1
研究助成財団懇談会発足 「第3カテゴリの研究」支援に向けた構想と その実現に向けて	山本 雅貴	2
民間非営利組織における内部留保と組織の有効性： 英国チャリティ制度のアプローチ	中島 智人	4
「みんなで作る財団おかやま ～みんなの何とかなしたいをカタチにする」 ～地域の寄付で運営される地域のための財団～	石田 篤史	8
公益財団法人 三菱財団 設立50周年記念シンポジウム開かれる		10
公益財団法人 住友財団 修復助成30年記念 展覧会「文化財よ、永遠に」各地にて開催		11
財団ニュース：新会員紹介／編集後記		12

この度、新しい研究助成を目指す「研究助成財団懇談会」が発足したことを歓迎し、また今後の発展を心から期待する。新興国を含めて世界の科学研究が重要な政策として位置づけられているのに、日本が遅れを取っているのではないかと評論される中で、この発足は日本の今後の研究にとって重要な意義を持つと考えられる。その意義とは、これから、科学の発展を誰が担い、どのように発展してゆくのかという人類にとって重要な課題を考える機会を作ったこと、そしてその発展を担う方法を現実にする場を生み出したことである。

科学の歴史、それは後退することなく発展してきたといえるであろう。古代においてすでに、物質の原子論という概念を生み出した全ては流転して変化してゆくことを考えていた。中世においては知識が価値のあるものとされ権力者の私有物となって自由な思索ができなくなるが、それを打ち破って個人が復活するルネッサンスでは、人々は自由に芸術作品を作り、科学的知識を発見するようになる。それが積み重なって人類が体系的な知識を得た結果、それを集大成する百科全書がでて、現代の学問体系の原型が作られる。

この簡単な歴史を見ても、科学、さらに広く学問は哲学者にせよ科学者にせよ、思索し知識を生み出す者自身が、問題を設定し、自ら考えて知識を生み出してきたことがわかる。

今私たちは科学的知識が人類共通のもので、誰にとっても役立つし、また誰が使ってもよいという基本的な考え方があることを知っている。科学的知識の基本としての法則、例えばニュートンの法則や熱力学の法則は、特定の人のものではない。知識一般を考えれば、特定の人に役

研究助成財団による 第3カテゴリ研究のための助成

科学と社会研究会代表／東京大学名誉教授 吉川 弘之



立つものも多くあるのに、科学的知識だけは誰も疑わずに人類共有物だと考えるのはなぜか。

その理由は、前述の科学者が自ら考えることの中に基本的な規則があるからである。それは、「研究は、純粋な好奇心を動機として行わなければならない」というものである。もし、それ以外の動機が入ると、得られた結果は異なる利害や趣味を持つ人には有益でなくなる。そのような知識は有益な知識と言ってもよいが、科学知識であるとは言ってはならない。

人類の誰にでも有益な知識であれば、その恩恵は大きく人類的投資効果が最大だと言ってよいであろう。しかし特定目的にしか有益でなければ効果は限定的であるし、更に国際的に紛争を起こすような知識は、人類全体から見ると効果しか持たない。

どのような課題を選定するかは各国政府の最大関心事であるが、それは国力強化を目的としている。したがって科学者は研究費獲得のために政府が決定した課題に影響される。産業の研究費は産業振興のためのものであるのが当然である。この両者は、科学研究のあり方とは別の、しかし各国にとって避けることのできない課題である。

政府が決定する研究課題を第1カテゴリ、産業が期待する研究を第2カテゴリと呼べば、これだけでは人類全てに有益な知識を生み出した歴史を持つ科学の発展を現代の科学者が継承することはできない。継承するためには、純粋な好奇心に基づく研究、第3のカテゴリが必要であり、その支援制度とそれに取り掛かる科学者が必要である。

《次ページに続く》

そして次に、現代における純粋な好奇心とは何かという大きな問題がある。長い歴史において、それは人類を取り巻く恩恵でもあり脅威でもあった自然の謎を解くことであった。しかし今、自然を改変し新しい環境を作り出している人類は、自然だけでなく不可思議な人工物環境に取り巻かれ、それへの対処が大きな課題となっている。それは環境変化による災害だけでなく、不安定な国際関係、国連の指摘する人々を襲う多数の問題、それらはかつての科学者が知的好奇心の対象とした自然より更に難しく手強い対

象であり、その解明に好奇心を持たないとしたら、歴史の中の科学者たちの継承者とは言えないであろう。

最初に述べたように新しい意義の創出を目指す助成財団懇談会は、独自の研究課題を常に探索している助成財団を中心として、しかも第1、第2のカテゴリーの中だけで満足しない若い研究者にも声をかける方針を持つということで、ここに日本社会に真に必要な研究の世界を開くことが予期され、それが日本の研究の世界的評価につながることを期待している。

研究助成財団懇談会発足 “第3カテゴリーの研究”支援に向けた構想と その実現に向けて

前本田財団 常務理事／助成財団センター参与
山本 雅貴

2019年7月29日（月）、本田財団において第1回研究助成財団懇談会（主催：公益財団法人助成財団センター、協力：科学と社会研究会^{※1}、公益財団法人公益法人協会）が開かれた。当日は研究助成を行っている37財団、50人が参加した。懇談会は、「科学と社会研究会」から、研究者の純粋な好奇心に基づいて行われる“第3カテゴリーの研究”に対する社会への問題提起と、公益を標榜する研究助成財団が支援を行える可能性を検討してほしいとの要請を受けて行われたものである。

同研究会は、政府が決定する研究課題を第1カテゴリー、産業が期待する研究を第2カテゴリー、これらの枠から外れた研究を第3カテゴリーの研究としている。第1、第2カテゴリーの研究は、出資者の意向に沿うことが義務付けられ、実際わが国ではすぐに役立つ成果が求められている。これらの枠から外れた第3カテゴリーの研究こそが、人類の普遍かつ不変の財宝である科学の知識体系を生み出し、その支援は極めて重要であるが、現実的には研究資金の提供が行われにくくなっていると

問題提起を行っている。

助成財団センターでは各方面と協議し、このような研究支援が現下の極めて重要な課題であると認識し、国内の助成財団に広く呼びかけ協議の場を設けることとした。また、このような場が、研究助成を行う財団同士が情報を共有できる機会になることも期待された。

そこで本年4月11日（木）に本田財団会議室にて第3カテゴリーの研究への新しい支援プログラム創設に関する情報提供を中心に、研究助成に取り組む会員財団との意見交換の場を設けた。「“第3カテゴリーの研究”支援に向けた構想とその実現に向けて」と題して新しい研究支援プログラムの概要について吉川弘之先生、土居範久先生、石田寛人本田財団理事長からご講演をいただき、参加財団の方々と意見交換を実施した。その際に、“第3カテゴリーの研究”の具体的な内容やプログラムの紹介を行う懇談会を7月下旬に開催する旨を予告した。その後、検討を踏まえた結果、「研究助成財団懇談会」を発足させ、研究助成財団の情報交換・情報共有の場及び懇親の場とし



て年2回程度開催すること、暫定幹事財団として旭硝子財団、キヤノン財団、トヨタ財団、本田財団、三菱財団の5財団が運営に当たることとした。

懇談会の目的は2つに整理される。第1は本懇談会に多くの研究助成財団が参加し、国や関連機関から支給される研究費の偏りや研究者が抱える研究活動上の問題点などの状況を共有すること。各助成財団が助成制度の展開手法や運営上の課題等を共有し、それぞれの研究助成の内容をより科学の発展に資する形に進化させることである。第2は、参加財団の有志が資金を持ち寄り、「科学と社会研究会」が進めている科学と社会が抱える矛盾、課題を探索し研究課題化する活動を支援することである。この取組みのイメージを図1に示す。 **ツメル**

7月29日（月）に開かれた懇談会の初会合では、助成財団センターの山岡理事長より研究助成財団懇談会設立の趣意及び運営について説明が行われた後、旭硝子財団の渡邊廣行専務理事、トヨタ財団の大野満事務局長、三菱財団の渡邊肇常務理事から各財団の研究助成プログラムの事例が紹介された。また、「科学と社会研究会」からは、現在「科学と社会研究会」で検討されている課題探索研

究の概要、その研究を進めている研究者についての紹介があった。

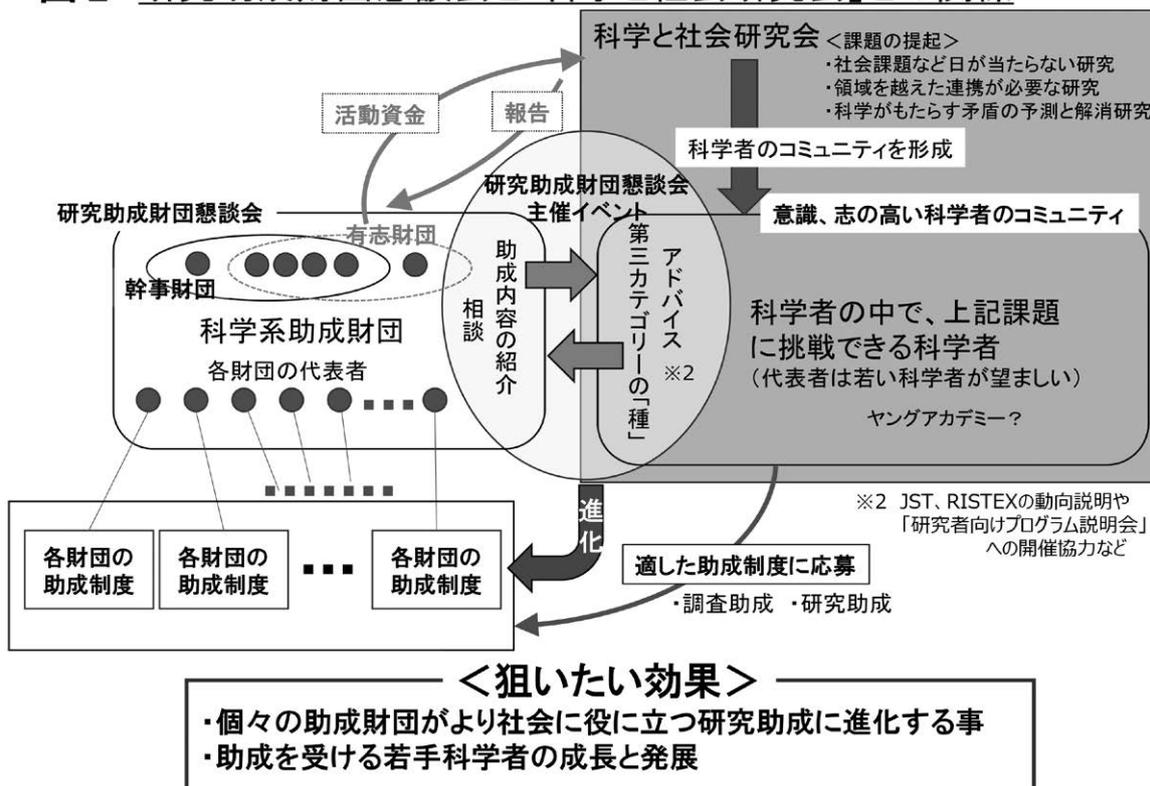
最後に「科学と社会研究会」の主宰者である吉川氏が挨拶に立ち、懇談会の初会合を歓迎するとともに、第3カテゴリーの研究を支援する取組みの発展に期待を述べられ閉会となった。

なお、懇談会に参加して頂いた財団へのアンケートの回答では、①複数の財団が協力することへの賛同が73%、②「研究助成プログラム」事例報告が参考になったが97%、③「科学と社会研究会」からの問題提起への賛同が70%、④今後もこの懇談会に参加したいが81%と、参加した財団の方々に大変高い評価を頂いた。

今後、できるだけ多くの研究助成を行っている財団に参加を呼びかけ、それぞれの財団が協力して日本の科学に資する活動ができる母体となれるように成長することを期待している。日本の助成財団は、欧米に比べ規模が小さく社会的な影響は限られているが、協力する枠組みを持つことで社会に対する発信力を高められるだろう。この活動を通じ、研究助成財団の存在価値がより高まることを期待したい。

※1 科学と社会研究会：吉川弘之氏（東京大学名誉教授、元総長）が主宰となり、科学と社会、特に、科学技術の研究及びその成果の社会への適用に関して、分野、所属、世代を超えた多様な俯瞰的視点を持つ科学者が自由な議論を行い、世の中へ発信するために、2015年12月に（公財）日本学術協力財団内に設置された。

図1 研究助成財団懇談会と「科学と社会研究会」との関係



民間非営利組織における内部留保と組織の有効性：英国チャリティ制度のアプローチ

産業能率大学 経営学部教授
中島 智人



1 はじめに

社会における不確実性がますます高まる現在、民間非営利組織が将来にわたって組織の有効性を保ち続けるには何が必要か。本稿では、英国チャリティ制度とチャリティ委員会の取り組みを参考に、変化する環境に対して非営利組織が継続して有効性を保つための方策について検討したい¹。

チャリティ委員会が重視するのは、チャリティにおける「レジリエンス」の獲得である。レジリエンスという言葉は、「回復力」、「復活力」という意味で使われるが、ここでは組織一般におけるレジリエンスの議論から、非営利組織のレジリエンスを、「危機に瀕した際に短期的にその困難な状況から立ち直る力量、および長期的に組織の有効性を維持する能力」と理解する。チャリティ委員会では、レジリエンスの獲得について特に財務上の対応に重点をおき、チャリティに「内部留保方針 (reserves policy)」²を策定するよう求めている。チャリティの理事 (trustees) は、年次報告書 (annual report) の中に内部留保方針について言及することが義務付けられており、年次報告書がチャリティ委員会に提出されると、それが公表されることになる³。チャリティは、年次報告書を通じて内部留保方針を明らかにすることにより、多様なステークホルダー (利害関係者) に対して、内部留保を持つこと (あるいは、持たないこと) の正当性を説明する

のである。

2 チャリティ委員会によるチャリティのレジリエンス獲得へのアプローチ

2-1 ガイダンスの改訂

チャリティ委員会は、2016年1月、チャリティ委員会がチャリティおよびその理事向けに発行するガイダンス (「CCシリーズ」と呼ばれる) のうち、チャリティの内部留保にかかわるガイダンス (CC19) を改訂した。今回のCC19の改訂に際しては、「レジリエンスの構築」と副題がつけられた。CC19と同時に、「チャリティの財務管理：計画、困難への対処と破産」(CC12) および「チャリティのガバナンス、財務とレジリエンス：理事が問うべき15の質問」というチャリティの財務にかかわるガイダンスも改訂されている。これらの改訂では、特に、チャリティの財務について、チャリティの理事の法的責任を再確認するような内容となっている。

この一連のガイダンスの改訂について、チャリティ委員会の政策・コミュニケーション部門の責任者サラ・アトキンソン氏は、その意図を次のように説明している。

「我々は、チャリティの中には単一の資金源に過度に依存するなど、チャリティが極めて困難な環境のなかで活動していると、承知している。だからこそ、

1 本稿でいう「英国 (イギリス)」とは、チャリティ制度との関連から、イングランドおよびウェールズを指す。同様に、「チャリティ(charity)」「チャリティ法 (Charities Act)」「チャリティ委員会 (Charity Commission)」もイングランドおよびウェールズのもの指す。

2 本稿では、「reserves」を「内部留保」と訳している。「引当金」「準備金」とも訳されるが、後で説明するように、この「reserves」は用途が特定されておらず、また、日本の公益法人の議論を踏まえ、「引当金」「準備金」よりは会計的にその厳密さを伴わない「内部留保」という訳をあてている。

3 チャリティの年次報告書は、すべての登録チャリティ (registered charity) に作成が義務付けられている。ただし、チャリティ法人 (charitable incorporated organisation: CIO) ではなく、また会社法のもとで法人格を取得したチャリティでもないチャリティで、年間収入が£25,000 (1ポンド=140円換算で350万円) 以下のものは、年次報告書のチャリティ委員会への提出は義務付けられていない。しかし、その場合にも、年次報告書は作成しなければならず必要に応じて提供しなければならない。



理事が自分たちのチャリティの財政状態を掌握していることが重要である。これは、定期的なモニタリング、適切な問いかけ、そして必要な場合には専門家の助言を得ることを通して、チャリティの財務を管理するステップを積極的にとることを意味する。資金提供者や受益者は、内部留保などのような懸案事項について適切な問いかけを行い、そして、チャリティがなぜ内部留保を持つのかあるいは持たないのかについて理解したいと思っている。内部留保方針は、この問いかけを明確に説明し、理事が真のリスクを認識しているということを示すことに役立つものである。これらのガイダンス改訂は、理事が適切な判断を行い、支援するよう意図されており、過度な負担を強いるものではない。だからこそ、小規模および大規模チャリティ向けに、有効な内部留保方針をいかに策定するかというガイドも提供されているのである。これらの決定は理事がなすべき個々の意思決定であり、規制当局として我々ができることには限界がある。しかし、これらのツールが、理事が困難に対して適切かつ自信をもって対処することの一助となるだろう。」⁴（筆者訳）

このようなチャリティ委員会の内部留保の重要性に対する認識は、2015年夏、多額の公的資金を得ながら破綻したチャリティ、キッズカンパニー（Kids Company）の経験を反映していると考えられる。キッズカンパニーの破綻については、庶民院の行政・憲法問題委員会（House of Commons Public Administration and Constitutional Affairs Committee: PACAC）が詳細な報告書を公表し、会計監査人の忠告を無視するなどチャリティの財務状況にかかわる理事の不作為、およびチャリティ委員会が求める水準に到底及ばないレベルの内部留保から、理事の責任を強く指摘している。さらに、チャリティ委員会に対しては、チャリティの理事が内部留保についての責任を認識できるよう支援することを求めている。

2-2 ガイダンス「チャリティと内部留保」(CC19)

ガイダンス「チャリティの内部留保」(CC19)では、大まかに次の点について説明されている。

- ・内部留保について

- ・内部留保方針の重要性
- ・内部留保方針の策定方法
- ・内部留保方針の公表に関する法規定
- ・チャリティの内部留保を適切な管理のために理事に求められる事項

内部留保

CC19は、チャリティSORPにならい、内部留保を「いかなる目的に対しても自由に使用できるチャリティの非制約的資金の一部である」と定義する。チャリティが保有する資金のうち内部留保からは、まず、使途が制限された制約的資金が除外される。この制約的資金には、チャリティが恒久的に保持すべき資金と使途が制限された短期的な収入とが含まれる。また、使途が制限されていない非制約的資金であってもただちには利用することができない資金はここでいう内部留保には含まれない。CC19では、内部留保から除外する資金として次のものを示している。

- ・チャリティの活動を実行するために活用される有形固定資産、例えば土地・建物
- ・チャリティの目的の遂行のためだけに保有されるプログラム関連投資
- ・必要不可欠な将来の支出のために留保してある特定基金、例えば将来の収入では賅うことができないプロジェクトに対する資金

このように、ここでいう内部留保とは、使途の定めのない資金であり、チャリティがその目的である公益の増進のために将来にわたって自由に使うことができる資金である点が、実務的にも協調されている。

内部留保方針 (reserve policy)

内部留保方針は、チャリティの理事にとってそのステークホルダーに対して内部留保についての説明責任を果たすうえで重要であり、具体的には次のように説明される。

- ・内部留保を行うこと、あるいは行わないことを正当化する
- ・受益者に対してサービスの維持計画を示す
- ・チャリティのビジネスモデル、支出計画、潜在的負

4 原文は、会計事務所がまとめたチャリティ向けニュースレターから引用した。<https://www.whittinghamriddell.co.uk/sites/default/files/document/Charity-News-January-2017.pdf>

債と財務予想とに関連して、予期しない閉鎖のリスクを反映する

- ・受益者（とりわけ、脆弱な立場にある受益者）、スタッフやボランティアに対して、予期しない閉鎖のリスクを説明する

この内部留保方針には、基準は存在しない、というのがチャリティ委員会の立場である。CC19には、「すべてのチャリティに対して正しい単一の内部留保の水準、あるいは範囲さえも存在しない」とあるように、チャリティの理事はチャリティの個別事情に応じて、自らの内部留保方針を策定することが求められており、ステークホルダー、つまり資金提供者や受益者あるいは広く一般、そしてチャリティ委員会に対して、どのような内部留保を行うのか（行わないのか）、その内部留保はどのような状況で活用されるのかを定めるのである。さらに策定された内部留保方針は実際に活用されることが期待されており、また、一度策定された内部留保方針であってもその有効性はチャリティの環境の変化に応じて、定期的に見直すことが期待されている。

不適切な水準の内部留保は、財務マネジメント上の失敗を招く。例えば、過大な内部留保を行うことは、チャリティの活動に用いるべき資金を制限し、結果としてチャリティの潜在的な公益の増進を制限する。反対に、過少な内部留保は、将来の経済状況の悪化に際した事業継続能力を損ない、予期しない閉鎖や破綻のリスクを増大させる。チャリティの理事は、将来の変化に対する事業停止や破綻のリスクを考慮しつつ、受益者や公益増進のために必要なレベルの内部留保を確保することが求められているのである。

チャリティ委員会では、個別のチャリティの内部留保方針に示された内部留保の水準と実際の内部留保の状態とを比較して不都合がある場合、チャリティに対して具体的な対策を期待する。例えば、過少な水準の内部留保しか確保できない場合、内部留保方針の適用、資金獲得、資金源の多様化、閉鎖が避けられない場合のリスク緩和策について、計画をたてるよう促す。チャリティ委員会では、現実には必要な内部留保を確保できないチャリティの存在を認めている。その場合でも、内部留保方針を策定するよう求めている。

3 改訂されたガイダンスの評価

まず、今回の改訂版（2016年度版CC19）は、内部留保

方針の策定に際してチャリティの閉鎖に重きを置きすぎている、という指摘がある。改訂版CC19では、内部留保方針の策定に際しては、閉鎖によるコストを考慮することが求められている。改訂前の2010年版CC19ではチャリティの閉鎖についての言及はなく、2016年度版で新たに付け加えられたものである。2010年度版CC19では、「内部留保を保有すること」の正当化が求められていたのに対し、2016年度版では「内部留保を持たないこと」を説明しなければならなくなった。閉鎖のリスクに備えることを求めるガイダンスに従うと、チャリティの内部留保方針は保守的となり、必要以上に内部留保を蓄積することになる。

そもそもチャリティが得た収入は、「受領から合理的な期間内に使用されなければならない」という信託法の一般原則（general trust law principle）にしたがって処理されなければならない、とされてきた。2010年度版CC19では、チャリティ内部留保の要点の最初の項目にこの信託法の一般原則についての言及があり、結果として理事は「内部留保を保持する場合はそれを正当化しなければならない」と定めている。2016年度版CC19でも、この信託法の一般原則についての記述はあるものの、それは本文ではなくQ&Aセクションにすぎない。

実務的な視点からは、「内部留保」の定義があいまいであり、チャリティに混乱を与えているという指摘もある。内部留保の計算には固定資産を含まないが、そもそも閉鎖の危機に瀕しているようなチャリティでは、固定資産を売却することにより現金を得て、チャリティ存続を模索することも現実的にはあり得る。また、内部留保の水準や策定方法についても、CC19では明確な基準を提供していない。これも、チャリティの内部留保に対する保守的な姿勢を助長し、必要以上の内部留保を蓄積することにつながると考えられる。

まとめ

英国は、チャリティ委員会によるCC19に示されたアプローチを通して、チャリティの内部留保に対する考え方が示された。改訂版のCC19に対しては、内部留保の考え方や内部留保方針の策定方法について、さまざまな議論がみられた。チャリティ委員会のチャリティに対するアプローチとして、特に、

- ・内部留保方針は、チャリティとチャリティの受益者のために行動する責務をもつ理事が策定すること



- ・チャリティの内部留保方針は、その規模や収入源、あるいは所属するセクターによって個別に決定されるべきものであるということ

を指摘したい。最初の点は、内部留保方針は、あくまで受益者、つまりチャリティの公益増進のために活用されるべき、ということであり、決してチャリティの規制のためにあるのではない。次の点は、チャリティの内部留保方針の策定は、それぞれのチャリティに委ねられ、一律の基準にもとづいて行われるわけではない、ということである。さらに、その説明責任は受益者や資金提供者、チャリティ委員会を含む広範な利害関係者とのコミュニケーションのために用いられ、チャリティ委員会だけに向けたものではない。

今回の改訂版に垣間見えるチャリティ委員会の内部留保に対する基本的姿勢の変化、すなわち信託法の一般原則を踏まえつつもチャリティに内部留保の活用を明確に求める姿勢は、チャリティの実務におけるいくつかの懸念を生じさせている。しかし、改訂を通して、チャリティに内部留保や内部留保方針に関する議論がおこることは、それだけでも意義があるように思われる。それは、その中身だけではなく内部留保方針を策定すること自体が、チャリティにとって自ら受益者と受益者に対する責任とを自覚し、また、さまざまなステークホルダーと議論する機会を提供するからである。

規制当局としてのチャリティ委員会のガイダンスは、チャリティが法的責務や規則を遵守しつつも、基本的にチャリティが長期間にわたってその目的を達成することを支援することを目指しており、チャリティの活動を制約することを意図していない。しかし、内部留保にかかわるガイダンスの改訂は、チャリティを取り巻く現在の経済状況を反映し、より規制的な面が強く表れていることも否めない。チャリティやその実務に対してどのような影響を与えるか、今後の推移を見守る必要があろう。

参考文献

- Charity Commission. (2010). *Charities and Reserves*. London: Charity Commission for England and Wales ref CC19.
- Charity Commission. (2016). *Charities Reserves: Building Resilience*. London: Charity Commission for England and Wales ref CC19.
- Charity Commission. (2016). *Managing a Charity's*

Finances: Planning, Managing Difficulties and Insolvency. London: Charity Commission for England and Wales ref CC12.

Charity Commission. (2017). *Charity Governance, Finance and Resilience: 15 Questions Trustees should Ask*. London: Charity Commission for England and Wales.

Cooney, R. (2016). Update to reserves guidance 'could make charities less resilient', says CFG's Caron Bradshaw. *Third Sector*.

House of Commons Public Administration and Constitutional Affairs Committee (PACAC). (2016a). *The collapse of Kids Company: Lessons for charity trustees, professional firms, the Charity Commission, and Whitehall. Fourth Report of Session 2015-16*. London: The Stationery Office ref HC433.

House of Commons Public Administration and Constitutional Affairs Committee (PACAC). (2016b). *The collapse of Kids Company: lessons for charity trustees, professional firms, the Charity Commission, and Whitehall: Government Response to the Committee's Fifth Special Report of Session 2015-16*. London: The Stationery Office ref HC963.



イギリスのまちかどチャリティ

プロフィール

産業能率大学経営学部教授

ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスで、ボランティア組織について学ぶ。専門は、日本とイギリスの非営利組織・社会的企業の経営、政策・制度、および市民参加・市民協働。著書として、『英国チャリティ』（弘文堂）、『英国福祉ボランティアリズムの起源』（ミネルヴァ）、『ソーシャル・キャピタル（福祉＋α）』（ミネルヴァ）、『イギリス非営利セクターの挑戦』（ミネルヴァ）など（いずれも共著）。

「みんなでつくる財団おかやま ～みんなの何とかしたいをカタチにする」 ～地域の寄付で運営される地域のための財団～

公益財団法人みんなでつくる財団おかやま専務理事
石田 篤史



私たちは、企業や資産家がつくった財団ではない地域の寄付で運営されているコミュニティ財団です。欧米には100年以上前からコミュニティ財団という組織があります。その特徴は、行政や企業によるものではなく、地域の人たちの寄付により設立・運営されるということです。

近年、日本においてもコミュニティ財団の設立が増えてきており、2012年9月に中四国初のコミュニティ財団として、私たち「みんなでつくる財団おかやま（通称：“みんなつく”）」が設立されました。“みんなつく”設立にあたって、岡山県内27市町村100名以上の若者（10～30代）の呼びかけにより様々な世代530名以上の方から寄付が寄せられました。その寄付を原資として岡山県内のNPOの活動に助成を行い、その地域で必要とされていることを市民の力で実現していく後押しをしています。日本には昔から「講」や「結」といわれる地域で協力してお金をあつめたり、事業をしたりする仕組みがありましたが、“みんなつく”をはじめとするコミュニティ財団はその現代版と考えていただくとイメージがしやすいかもしれません。

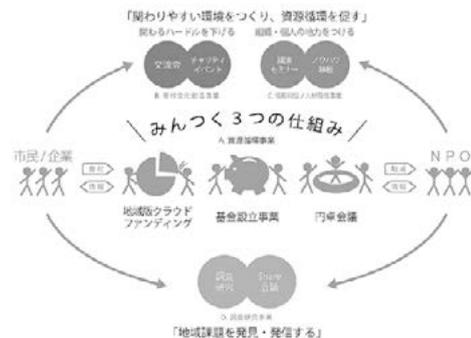
価値観が多様化し、社会の変化も激しい現在、地域に必要な取り組みはますます増えていますが、一人一人が自分の興味のあることや実現したいことに関わりやすい仕組みをつくるのが必要だと考え、設立したのが“みんなつく”です。

～みんなつく3つの仕組みと3つの機会～

“みんなつく”には、大きく3つの仕組みがあり、何か実現したいことに対して、事業者として、支援者として、自由な立場でかかわることができます。

- 自分で事業提案をして、共感者（寄付者）をあつめる「割り勘で夢をかなえよう！地域版クラウドファンディング」事業指定助成プログラム
- 自分の好きなテーマで基金をつくる「みんなの貯金箱をもと！冠基金事業」
- 人や情報がつながる場「みんなとやればできる！地域円卓会議」

“みんなつく”では、この3つの仕組みを活用し、地域内のヒト・モノ・カネ・情報といった資源をつなげること、思いを形にすることに取り組んでいます。



また、3つの資源循環の仕組みを加速するため、3つの機会を設けています。

- 毎月9日頃「+1セミナー」1を加えると10になるということで一歩踏み出しステージをあげるためのセミナーをしています。
- 毎月19日頃「Share会議」トークの日ということで、自分のやりたい事業や悩みを発表し、アイデア集めや仲間集めをする機会をつくっています。
- 毎月29日頃「ツクル日」自分も楽しく周りも楽しく社会もよくなる日は、交流会やチャリティーイベントなど気軽にみんなつくや社会的な事業に関わる日として実施しています。ちなみに、3月29日はみんなつくの日として、毎年事業報告のフォーラムを開催しています。



～みんなつく設立の経緯～

みなさんもご存知のように平成の30年間で日本の地方の人口構造は大きく変わりましたが、多くの人々が問題意識をもっていることに対しては行政の取組が進みやすい

反面、問題に気付いている人が少なく、その問題の対象者や対象範囲が狭かったりする場合は行政として取り組みにくく、もし、行政が取り組むことができたとしても自由度が低かったり、問題解決のスピード感が遅かったりすることもあります。社会課題が多様化する中では、「課題のタネ」をいち早く発見し、解決策を見出し、実際に取り組むことが求められます。このようなスピード感を必要とする領域は、まさに個人や民間の得意とするところです。

“みんなつく”設立前、私は岡山県職員として働いていたのですが、「地域をよくしたい!」という思いは同じでも、民間と行政でもめている状況を見かけ、それぞれの特性が活かされていないことが問題ではないかと感じていました。そんな時、京都や沖縄にコミュニティ財団（当時は“市民ファンド”と呼ばれていました）があるという話を聞きました。岡山県でもこの“市民ファンド”について勉強しようと、岡山NPOセンターが県受託事業（2011年度）により、資源循環の仕組みづくり勉強会を開催し、私もその会に参加しました。そして、その勉強会に集まったメンバーを中心に、“みんなつく”設立の機運が高まりました。この勉強会を通して、私が地域に必要なだと思っていた自分たちが気になる地域課題に、その地域の一員として取り組める「思いがつながるインフラ」=コミュニティ財団があることにより、一人一人の当事者意識がまし、自分たちの存在意義を実感できると確信し、県庁を退職（2012年3月）、そして、財団を設立することにしました。

財団法人の設立には300万円の財産が必要ですが、“みんなつく”では、この300万円を地域のみんで協力して集め地域の一人一人が作った財団にしよう取り組みをはじめました。2012年5、6月には、岡山県内各地をまわり、20～30代の若者を対象に、財団の設立に賛同する「呼びかけ人」を募り、結果として、県内全27市町村から100名を超える「呼びかけ人」が集まりました。元々勉強会にも様々な職業の人が参加していましたが、医師、弁護士、公務員、政治家、ゴスペル歌手、書道家、バーテンダー、会社員、学生など多様なメンバーが参画してくれました。そして、「呼びかけ人」を中心に、財団設立に必要な300万円の寄付募集、発起人集めを行いました。

「市民の寄付のみで財団が作れるのか?」というネガティブな声もあった中、2012年7月7日から9月10日の約2ヶ月間で、小口（大人5,000円/1口、学生2,500円/1口）の寄付を中心に530名以上の方々から合計で4,133,000円を拠出いただき、2012年9月28日に「みんなで作る財団おかやま」を設立しました。

その名のとおり、“みんなつく”は、いろいろな世代や立場の一人一人の思いが形になったものなのです。設立から昨年度（2018年度末）までに約1億円の寄付をいただき、100を超えるプロジェクトに助成しています。

～ローカルコミュ財としての役割と可能性「ももたろう基金」～

2019年9月に開催されたファンドレイジング・日本の中で、第10回ファンドレイジング大賞にみんなつきの「平成30年7月豪雨災害支援基金 ももたろう基金」の取り組みを選んでいただきました。地方の規模も小さな私たちのよ

うな団体が選ばれたことに驚くとともに、地方のコミュニティ財団としての役割と可能性をしめす一つのきっかけになったと思っています。



「平成30年7月豪雨災害」では岡山県でも甚大な被害がありました。「ももたろう基金」とは、その豪雨災害の支援基金で、災害発生の日翌日にたちあげ、最初の2ヶ月間で約4,000万円の寄付があつまり、仮設診療所の建設や被災児童のための学童保育の運営、避難所の緊急物資調達事業などにスピード感をもって助成をしました。発災当初は、被災地は混乱しており、支援したい人がいてもなかなか現地に入ることができません。私たちは、ローカルのコミュニティ財団として、NPO団体、行政、地域住民、県内の他の助成団体と日ごろからつながりが深く、そのネットワークを生かし、被災地のニーズを調査し、そのニーズをもとに助成募集を行うことで、被災地のニーズと団体をつなげることを行ってきました。

発災から3か月目には全国規模の助成団体の支援も多く入り、私たちの役割は、発災直後の2か月にスピード感をもって必要なニーズに多様な助成を行うことと、発災から1年たった以降も継続して支援していくことだと思っています。

現在（2019年10月）までに第11次募集まで実施し、67プロジェクト（80団体）に助成しています。発災から3年の2020年まで寄付募集と助成を継続する予定です。

こうした、地域のつながりを持ち、当事者の代理人として、寄付者の代理人として、NPOの代理人として、それぞれの立場をつなぐこと、またその活動を加速するために、資源（お金や情報）をつなぐことが私たちの役割だと思っています。



個人が自分の思いを形にする加速装置として意思をもって「お金や時間」資源を使うことができる仕組み“みんなつく”が岡山にはあります。

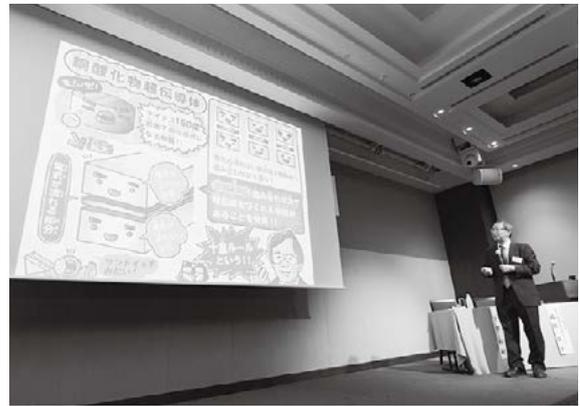
助成先団体として、また寄付者としてぜひみんなつくに参画ください!

公益財団法人 三菱財団 設立50周年記念シンポジウム開かれる

三菱財団は、三菱創業 100 周年記念事業として、三菱グループの創業以来の所期奉公（公益奉公）という基本理念を生かした最も有意義な事業をもって社会に貢献するため、関係各社により1969年（昭和44年）に設立されました。そして本年50周年を迎え、去る9月11日に東京會館で「設立50周年記念シンポジウム～三菱財団と社会貢献～」が開かれました。

このシンポジウムは、助成金受領者の方による研究・事業の助成金申請の動機やその背景、また、成果とその後の進展についての発表を踏まえ、財団の設立趣旨がどのように実現したのかを検証するものでした。

基調講演は、十倉好紀氏（理化学研究所創発物性科学研究センター・センター長、東京大学卓越教授・特別荣誉教授、平成元年度自然科学分野助成）の「三菱財団と私の高温超伝導研究」で、1989年に十倉博士が当財団から助成を受けたことをきっかけに、その後的高温超伝導研究が世界的な業績に繋がっていった経緯を交えながら、講演が行われました。



パネルディスカッションは、「助成成果事例から財団の社会的意義を探る」と題して、三菱財団の自然科学研究分野、人文科学研究分野、社会福祉事業・研究分野の3つの過年度助成分野の助成先からそれぞれ1名がパネリストとして登壇しました。

自然科学研究分野からは柚崎通介氏（慶応義塾大学医学部教授、平成28年度助成）の「はじめにシナプスありき」、人文科学研究分野からは諸富徹氏（京都大学大学院経済学研究科・地球環境学堂教授、平成29年度助成）の「経済システムの大転換と税制～国際課税の歴史から学ぶ～」、社会福祉事業・研究分野からは渡辺由美子氏（特定非営利活動法人キッズドア理事長、平成29年度助成）の「すべての子どもが夢や希望を持てる社会の実現」の発表がありました。その後、モデレーターの武田洋子氏（三菱総合研究所政策・経済研究センター長・チーフエコノミスト）による進行のもと、財団の事業・研究を通じた社会的意義や将来に向けての展望について議論が行われ、最後に三菱財団が民間助成財団の特色を生かしてこれまで社会に貢献してきたこと、また、将来に向けても大きな期待を背負っていることを確認して、閉会しました。



公益財団法人 住友財団 修復助成30年記念 展覧会 「文化財よ、永遠に」各地にて開催

住友財団は、1991年の設立以来、約30年にわたり文化財の維持・修復に対して助成を行い、その累計数は国内外合計で1,100件（助成金額で24億円）を超えました。

助成対象全体の約7割が国内であり、分野別では絵画4割、彫刻3割と両者で全体の7割を占めています。さらに助成先の7割は寺社であり、国内の助成は仏教美術が中心となっています。海外は流出文化財と遺跡関連がそれぞれ4割を占め、前者のほぼ9割は絵画の修復となっています。地域別では、アジアが4割、アメリカ、イギリス、ドイツが合計で3割を占め、所在国別では世界30カ国におよんでいます。

この修復助成30年を記念して、この秋、東京、京都、福岡の4か所で同時期に展覧会「文化財よ、永遠に」が開かれています。

また、去る9月9日（月）には住友会館（東京港区六本木）にて記念式典が開かれました。



展覧会スケジュールは以下の通り

- 泉屋博古館（京都）2019年9月6日～10月14日
- 九州国立博物館（福岡）2019年9月10日～11月4日
- 泉屋博古館分館（東京）2019年9月10日～10月27日
- 東京国立博物館（東京）2019年10月1日～12月1日



泉屋博古館



泉屋博古館分館



九州国立博物館



東京国立博物館

助成財団 ニュース News

新入会員財団のご案内

法人会員

公益財団法人 東洋食品研究所

(代表理事・所長:三富 暁人 所在地:兵庫県川西市)

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団

(代表理事:沼田 博和 所在地:兵庫県加古郡稲美町)

個人会員1名

会員募集中!!

助成財団センターの活動を会員として支えてください。
皆様のご入会を随時お受けしています。

詳細はセンターまでお問い合わせ下さい。

団体会員 一口 60,000 円/年 (年度の途中(10月1日以降)にご入会の場合、当該年度の会費を半額と致します。)
個人会員 一口 10,000 円/年

主な会員特典

1. 各種セミナー・研修会等へ会員料金が適用され、優先的に参加出来ます
 2. 移行認定に関する相談、移行後の助成財団の運営に関する様々な相談が無料で受けられ、関係情報を得ることが出来ます
 3. 部会研究会や研修懇談会等を通して会員同士の研鑽・情報交換・交流の場が得られネットワークづくりに役立ちます
 4. 当センターが提供する主要データ集としての「助成団体要覧」「助成金応募ガイド」の無料配布が受けられます
- など

編集後記

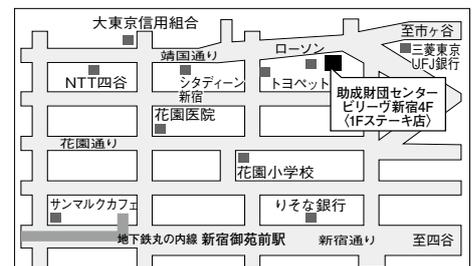
◆この7月に「研究助成財団懇談会」が発足いたしました。当センターではこれまで教育、奨学等の分野別の交流会等を設けてきましたが、分野が多岐にわたり、数も多いことから研究助成に関するものはありませんでしたが、今回ようやく発足の運びとなりました。本号では、発足のきっかけとなった呼びかけを行われた吉川弘之先生と、本事業を担当するために当センター参加に就任された山本雅貴氏のお二方から寄稿いただきました。

◆今号の財団紹介は、6月に当センター評議員になられた石田氏が専務理事を務めておられる「みんなで作る財団おかやま(通称みんなつく)」について寄稿いただきました。制度改革後、各地で設立されているコミュニティ財団のなかでも活発な活動を展開しており、この度第10回日本ファンドレイジング大賞を受賞されました。

◆公益法人の会計にとって関心事の一つである内部留保について、産能大学教授の中島智人氏から英国チャリティ制度を参考に「民間非営利組織における内部留保と組織の有効性」について寄稿いただきました。中島先生には、この3月まで行っていました「公益法人制度改革10周年特別プロジェクト」の調査検討委員会専門委員も務めていただきました。

◆2013年から務めていた渡辺元事務局長が去る9月をもって退任し、損保ジャパン日本興亜福祉財団・前専務理事の花崎和彦氏が事務局長代理として着任しました。また、6月には渡真利の後任として萩原凡子が入職しました。新体制にてより一層皆さまのお役に立つよう精一杯取り組んで参りますので、今後ともよろしく願いいたします。

(湯瀬 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.98 November 2019

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター

発行日 2019年11月5日

編集・発行人 田中 皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail office@jfc.or.jp